

## 早島町保育利用調整の基準に関する内規

(令和8年4月入所選考より適用)

区分	類型	保護者の状況		基準 点数	優先 順位		
		細目					
1	居宅外 労働	外勤	月160時間以上の勤務を状態としている場合	10	4		
			月140時間以上の勤務を状態としている場合	9			
			月120時間以上の勤務を状態としている場合	8			
			月90時間以上の勤務を状態としている場合	7			
			月64時間以上の勤務を状態としている場合	6			
		居宅外 自営	月160時間以上の勤務を状態としている場合	10			
			月140時間以上の勤務を状態としている場合	9			
			月120時間以上の勤務を状態としている場合	8			
			月90時間以上の勤務を状態としている場合	7			
			月64時間以上の勤務を状態としている場合	6			
2	居宅内 労働	居宅内 自営	月160時間以上の勤務を状態としている場合	9	5		
			月140時間以上の勤務を状態としている場合	8			
		農業	月120時間以上の勤務を状態としている場合	7			
			月90時間以上の勤務を状態としている場合	6			
			月64時間以上の勤務を状態としている場合	5			
		内職	月64時間以上の勤務を状態としている場合	4			
3	求職活動	求職活動中の場合		1	10		
4	育児休業	育児休業取得時に既に保育所等を利用している子どもがいる場合であって、当該子どもの継続利用が必要であると認められる場合		区分1.2を準用	6		
5	就学	日中、就学・技能修得等のため通学し、保育することができない場合		区分1を準用	9		
		日中、技能修得のため自宅で就学し、保育することができない場合		区分2のうち内職を準用			
6	妊娠・出産	出産予定日の2か月前の日の属する月の初日から、出産（予定）日後2か月を経過する日が属する月の末日までの期間内である場合		6	7		
7	疾病・障害	疾病	おおむね1月以上の長期入院、もしくは入院見込の場合		10	2	
			居宅内療養 (1ヶ月以上)	安静を要すると診断された場合、または家庭で保育することが困難と診断された場合			8
				上記以外で通院加療が必要と診断された場合			3
		障害	身体障害者手帳1.2級、精神障害者福祉手帳、療育手帳所持の場合		10		
8	同居親族の 介護・看護	施設への送迎、付添介護、重度身体障害者や寝たきり高齢者等の介護を常態とし、保育することができない場合		区分1を準用	8		
9	災害復旧	災害等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育することができない場合		10	1		
10	虐待・DV	虐待	児童虐待のおそれがあると認められる場合		8	3	
		DV	配偶者からの暴力により、保育所等の利用の必要性が認められる場合		4		

区分	類型	保護者の状況		基準 点数	優先 順位
		細目			
11	不存在	死亡、離婚、行方不明、拘禁、別居（離婚調停もしくは裁判中に限る）等		10	11
12	その他	前各号に掲げるもののほか明らかに保育することができないと認められる場合		区分1～12を準用	12
13	調整点数	生活保護	経済的自立のため緊急に就労を要する場合	1	
		生計中心者の失業	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	1	
		ひとり親家庭	子どもが母または父のみに養育されている場合	2	
		祖父母養育家庭	父母不在の場合	2	
		育児休業からの復帰	育児休業取得を理由に退所した子どもについて、休業取得前に利用していた保育所等の利用を希望する場合	5	
		継続子ども	現に保育所等を利用しており、継続して保育所等の利用を希望する場合（地域型保育事業を利用していた子どもが卒園後に保育所等の利用を希望する場合を含む）	5	
		兄弟利用	兄弟姉妹が利用している保育所等の利用を希望する場合	3	
		保護者が保育施設等に勤務している場合	保護者が、保育士、幼稚園教諭、保育教諭として保育施設等（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業）に就労中又は就労（復職も含む）予定の場合	5（町内） 3（町外）	
		児童虐待	児童相談所等関係機関から保育所等の利用を必要とする意見書が提出されている場合	5	
		DV	配偶者暴力相談支援センターによるDV相談の証明書、女性相談所等による一時保護の証明、裁判所の保護命令の通知等の提出があり、ドメスティック・バイオレンスにより保育を行うことが困難であると認められる場合		
		兄弟姉妹関係	兄弟姉妹が保育所等の利用が可能であるにもかかわらず家庭で保育されている場合	-2	
		同居祖父母	65歳未満で区分1～11に該当しない同居の祖父母がいる場合	1人につき-1	
		保育料未納世帯	未納の保育料が2ヶ月分以上あり、かつ納付の相談がない場合、または未納保育料の納付約束を履行しない場合	-10	
その他	前各号に掲げるもののほか、特記する事項があるもの				

注) この表の適用にあたっては、まず保護者（父母）が1～12の基準項目のいずれに該当しているかを調べ、これに対応する基準点数及び優先順位を把握する。このとき、複数の区分に該当する場合は、高い方の基準点数を用いる。また、優先順位が父母で異なる場合は、低い方の順位を用いる。

さらに、13の調整基準に該当する世帯であるときは、その該当事項に対応する調整点数を把握し、基準点数と合算する。

次に、総合計点数の高い方から入所審査名簿に登載する。この場合、合計点数の値が同じであるときは、優先順位の高いものから登載する。